

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29 - 関東 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2018年 9月14日

【会社名】 日立造船株式会社

【英訳名】 Hitachi Zosen Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役会長兼社長 谷所 敬

【本店の所在の場所】 大阪市住之江区南港北一丁目 7番89号

【電話番号】 06 (6569) 0022

【事務連絡者氏名】 経理部長 中村 敏規

【最寄りの連絡場所】 大阪市住之江区南港北一丁目 7番89号

【電話番号】 06 (6569) 0022

【事務連絡者氏名】 経理部長 中村 敏規

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第25回無担保社債（7年債）	10,000百万円
第26回無担保社債（3年債）	5,000百万円
計	15,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2017年 8月10日
効力発生日	2017年 8月18日
有効期限	2019年 8月17日
発行登録番号	29 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 30,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
29 - 関東 1 - 1	2017年 9月 8日	10,000百万円	-	-
実績合計額（円）		10,000百万円 (10,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）にもとづき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 20,000百万円
（20,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）にもとづき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

日立造船株式会社東京本社
（東京都品川区南大井六丁目26番3号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）】

銘柄	日立造船株式会社第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.590%
利払日	毎年3月21日及び9月21日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2019年3月21日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月21日及び9月21日の2回に各その日までの前半が年分を支払う。ただし、半年に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（注）10．「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2025年9月19日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2025年9月19日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）10．「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金に利息はつけない。
申込期間	2018年9月14日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2018年9月21日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1．当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2．当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>

財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>
----------------	---

- (注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付
 本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からBBB+(トリプルBプラス)の信用格付を2018年9月14日付で取得している。
 JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
 JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
 JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
 本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
 JCR：電話番号 03-3544-7013
2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
 本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。
 ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。
3. 社債管理者の不設置
 本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。
4. 財務代理人
 (1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に2018年9月14日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
 (2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。
 (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、当社はその旨を本(注)6.に定める方法により公告する。
5. 期限の利益喪失に関する特約
 (1) 当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。
 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。
 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の者の社債もしくは社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く。)したとき。
 (2) 本(注)5.(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社はただちにその旨を本(注)6.に定める方法により公告する。

- (3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は本(注)5.(2)の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による経過利息をつける。

6. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.(1)を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。
- (2) 裁判所の認可を受けた本(注)7.(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本(注)8.(1)ないし(3)の規定は、本(注)8.(4)の社債権者集会について準用する。

9. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

10. 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則にしたがって支払われる。

11. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

2【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,000	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,500	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	700	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	300	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	日立造船株式会社第26回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金5,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金5,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.240%
利払日	毎年3月21日及び9月21日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2019年3月21日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月21日及び9月21日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記(注)10。「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2021年9月21日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2021年9月21日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)10。「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金に利息はつけない。
申込期間	2018年9月14日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2018年9月21日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債(本社債と同時に発行する第25回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含む。ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。 2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>
----------------	---

（注）1．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からBBB+（トリプルBプラス）の信用格付を2018年9月14日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される

「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。

3．社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4．財務代理人

(1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に2018年9月14日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、当社はその旨を本(注)6．に定める方法により公告する。

5．期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の者の社債もしくは社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。

(2) 本(注)5．(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社はただちにその旨を本(注)6．に定める方法により公告する。

- (3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は本(注)5.(2)の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による経過利息をつける。

6. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.(1)を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。
- (2) 裁判所の認可を受けた本(注)7.(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本(注)8.(1)ないし(3)の規定は、本(注)8.(4)の社債権者集会について準用する。

9. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

10. 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則にしたがって支払われる。

11. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

4【社債の引受け及び社債管理の委託(3年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,600	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,800	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	300	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	100	
計	-	5,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
15,000	80	14,920

(注) 上記金額は、第25回無担保社債及び第26回無担保社債（グリーンボンド）の合計金額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額14,920百万円のうち、第25回無担保社債の差引手取概算額である9,950百万円については、全額を2019年3月末までに返済期日が到来する長期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。第26回無担保社債（グリーンボンド）の差引手取概算額である4,970百万円については、全額を2020年3月末までに以下の受注して現在建設中のごみ焼却発電施設にかかる資材購入等の費用としての運転資金に充当する予定であります。なお、実際の充当期間までは、現金又は現金同等物として管理します。

- ・京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）
- ・菊池環境保全組合新環境工場

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<日立造船株式会社第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（別称：日立造船グリーンボンド）に関する情報>

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、本社債についてグリーンボンド発行のために国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1）及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2017年版」（注2）に即したグリーンボンド・フレームワークを策定し、第三者評価機関であるDNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下「DNV GL」という。）よりセカンドパーティオピニオンを取得しております。

また、本社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業（注3）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるDNV GLは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

（注1）グリーンボンド原則（Green Bond Principles）とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。

（注2）グリーンボンドガイドライン2017年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドライン。

（注3）グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすもの。

- (1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること
 - 主に国内の低炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
 - ・調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
 - ・低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
 - ・低炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
 - ・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
- (2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
- (3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

グリーンボンド・フレームワークについて

グリーンボンド発行を目的として、当社はグリーンボンド原則2018が定める4つの柱（調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートング）に従ってフレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の用途

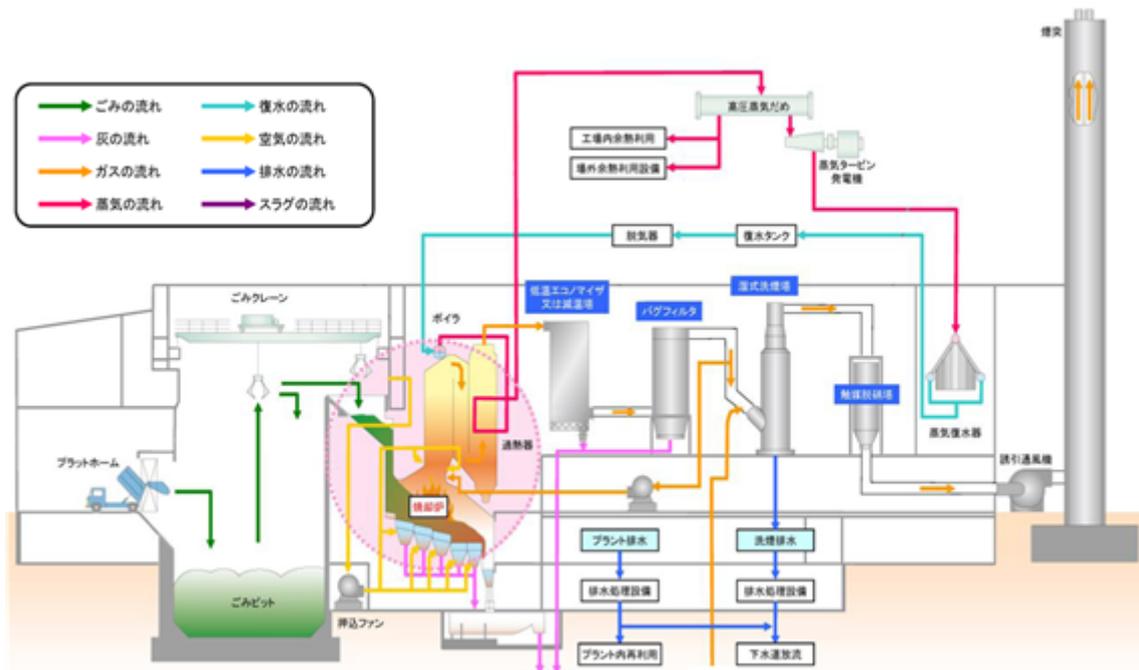
グリーンボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たす既存又は新規事業の開発、建設、設置、運営に係る費用に充当する予定です。なお、グリーンボンドの発行については、当社の業務執行における最高意思決定機関である取締役会が承認します。

適格クライテリア

- ・ごみ焼却発電施設：廃棄物を燃やし衛生的に処理すると同時に、大切なエネルギー資源として発電する施設です。ごみは未だ望まれない生成物ではありますが、その生成は社会にとって不可避なものである一方で重要なエネルギー源ともなり得るものです。当社は、ごみからのエネルギーの回収は、これ以上再利用・再活用できない廃棄物を処理すること、及び、エネルギーの新たな創出という2つの問題を同時に解決する手段であり、今後世界的に予測されるエネルギー不足の深刻化の有効な解決手段を提供するものと考えます。当社は、当該事業によるネットでのCO₂削減効果が環境に与えるネガティブな効果を上回る場合に資金充当対象とします。
- ・既存事業については、事業の完成又は稼働開始が、グリーンボンド発行日から遡って24月以内であることとします。

<当社のごみ焼却発電施設の仕組み>

ごみ収集車でごみピットに集められたごみは、焼却炉のストーカと呼ばれる燃焼装置の上を移動しながら燃やされて灰として排出されます。燃焼で生じた排ガスのエネルギーはボイラで蒸気として回収し蒸気タービン発電機で電気を作ります。発電された電気は施設の外へも送られます。



- ・事業実施の際には環境へのネガティブな影響の低減に取り組むとともに、可能性のあるネガティブな影響の内容について当社が定めた以下の社会への説明を行うようプロセスを経たものを対象とします。
 - ・事業発注者において、環境リスクを低減するために、日本の環境影響評価法に定められている環境影響評価の手続きに従い、環境調査や予測・評価を実施し、重大な環境への影響を防ぐ対応を実施していることを確認したもの。
 - ・建設立地自治体にて環境影響評価が求められている場合においても、定められている環境影響評価の手続きに従い、環境への影響を防ぐ対応が実施されていることを確認したもの。
 - ・事業内容について事業立地周辺の住民への説明を行い、理解を得るよう努めているもの。
 - ・当社の設備製造工場においては、環境への汚染物質の排出について法律より厳しい自主基準、目標値を設定して排出物質管理の徹底を図ることで、環境リスクの低減に努めています。また、事業活動における環境問題の発生防止、環境リスクの最小化を図るために、作業標準どおりの作業を徹底するとともに、設備点検・メンテナンスを確実に実施しています。万が一の環境事故を想定し、汚染を最小限に抑えるための対応手順を定め、異常時・緊急時訓練を定期的実施しているもの。

< 適格クライテリアを満たす資金充当対象事業リスト（2018年9月時点） >

事業区分	事業名	GBP カテゴリー	進捗状況	定格発電 出力	環境アセスメント対応
ごみ焼却 発電施設	京都市南部 クリーンセ ンター第二 工場（仮 称） （京都府京 都市伏見 区）	汚染防止と 管理に関す る事業	施設建設中 （2019年3 月完工予 定）	14.0MW	京都市環境影響評価等に関する条例に規定される評価書手続きを完了 < 評価実施の環境要素 > 大気質 騒音 振動 悪臭 土壌 地盤 電波障害 景観 廃棄物等 地球環境への負荷 （参照） 京都市「京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備事業に係る事後調査」
	菊池環境保 全組合新環 境工場（ご み処理施 設）整備及 び運営事業 （熊本県合 志市）	汚染防止と 管理に関す る事業	施設建設中 （2021年3 月完工予 定）	2.8MW	熊本県環境影響評価条例に規定されている環境影響評価手続きを実施 < 影響調査実施の自然的状況項目 > 大気環境の状況 水環境の状況 土壌及び地盤の状況 地形及び地質の状況 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 放射性物質 （参照） 菊池環境保全組合「環境影響評価方法書の縦覧、及び意見書の受付について」

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

グリーンボンドによる調達資金充当の対象として選定したプロジェクトが適格クライテリアに適合しているかについては、当社の環境事業本部エンジニアリングビジネスユニット国内プロジェクト部、環境プラント計画部及び企画管理本部経営企画部財務グループが確認します。プロジェクト選定の最終承認は、当社の業務執行における最高意思決定機関である取締役会が行います。

3. 調達資金の管理

グリーンボンドで調達された資金の充当と管理は当社の経営企画部財務グループが行います。適格プロジェクト毎に当社で付している番号で管理し、当社にて規定されている資金管理フローに従い内部管理システムにて予算と実際の支出を月単位で追跡管理します。また、資金管理に関する書類の保存については、当社で定める会計書類の範囲及び保存に関する経理細則に従い実施し、保存文書台帳により管理します。当社では、グリーンボンドで調達した資金は発行から3年以内に充当する予定です。調達資金の充当が決定されるまでの間は、当社が資金と等しい額を現金及び現金同等物にて管理します。

4. レポーティング

適格プロジェクトへの資金充当状況及び環境への効果を年次でレポーティングします。なお、適格プロジェクトが建設中の場合は資金の充当状況のみのレポーティングを行い、プロジェクト完工後は、その後開始する年度分より当該グリーンボンド償還までインパクト・レポーティングを実施します。

・発行体によるレポーティング

資金充当状況レポーティング

当社は、適格クライテリアに適合するプロジェクトに調達資金の全額が充当されるまでの間、資金充当状況のレポートを年度に1回行います。資金充当状況及び充当されたプロジェクトの説明は当社ウェブサイト又は統合報告書にて開示します。その際に機密性を考慮し可能な範囲にて、個別プロジェクト毎の充当割合も開示します。資金充当状況の詳細に関する最初のレポートは、グリーンボンド発行から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の金額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

インパクト・レポーティング

当社は、グリーンボンドの償還までの間、当社ウェブサイト及び統合報告書にて環境への効果を示す適格プロジェクトに関連する以下の指標を年度に1回公表します。

- ・建設・設置した施設の数と各施設の概要（施設の処理能力、建設中・完成の別を含む）
- ・建設・設置した施設の稼働開始後の年間発電出力実績（MWh/年）（機密性を考慮し可能な範囲にて開示）
- ・年間発電出力実績に基づく年間温室効果ガス排出削減量（tCO₂/年）（機密性を考慮し可能な範囲にて開示）

・コンプライアンス・レビュー

当社はグリーンボンド発行日から1年を経過する前に、適格プロジェクトが当社のグリーンボンド・フレームワークに適合しているかを評価するためのレビュー契約をDNV GLと締結します。このレビューは、当社のグリーンボンドによる調達資金が全て充当されるまで毎年行う予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第121期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第122期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2018年9月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2018年9月14日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日立造船株式会社本店
（大阪市住之江区南港北一丁目7番89号）
日立造船株式会社東京本社
（東京都品川区南大井六丁目26番3号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。